特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
24	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和8年10月15日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	●本事務は、母子保健法に基づき行う母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務、児童福祉法に基づき行う妊婦等包括相談事業に関する事務及び、子ども・子育て支援法に基づき行う妊婦のための支援給付に関する事務を行う。 なお、各法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出の受理 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給又は費用の徴収 ⑪妊婦のための支援給付 ⑫妊婦等包括相談事業における支援 ●公金受取口座情報の利用にかかる業務 ・公金受取口座登録：住民が国に口座情報を事前登録 ・給付申請：住民が給付申請の際に、公金受取口座を利用する旨の意思表示 ・行政機関等における口座情報取得 ・支給手続：行政機関等は公金受取口座に振込を実施 ●母子保健に関する事務については、窓口や郵送で受け付けるとともにともに、マイナポータル（国が運営するインターネット上のサイト）を利用した電子申請によっても行う。
③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、次期オンライン申請システム（サービス検索・電子申請機能）、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 第70項、第127項、第135項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　主務省令第2条の表 【情報提供】 第80項、第95項、第96項、第125項、第155項 【情報照会】 第95項、第96項、第160項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部　保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市　総務部　総務課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市　保健センター 〒350-1332　狭山市下奥富1100　奥富ふれあい館1階 電話：04-2959-5811
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	［　1万人以上10万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年10月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　　]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　　]接続しない（入手）　　[　　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーとの紐づけには人手を介在させる作業はない。特定個人情報の取り扱いについては、分かりやすいマニュアルの策定・通知発行前のダブルチェック等により人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	狭山市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	Ⅰ関連情報 3. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健センター所長　栗原　雅美	保健センター所長　關根　浩由	事後	平成28年4月1日付け人事異動に伴うもの
平成29年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年4月17日 時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴う項目追加	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第7号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二　第26、56-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二　第70項	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第7号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二　第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二　第69-2、70項	事前	
令和2年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第7号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二　第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二　第69-2、70項	特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二　第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二　第69-2、70項	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	所長　關根　浩由	所長	事後	
令和3年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所長	保健センター所長	事後	
令和4年7月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	長寿健康部　保健センター	健康推進部　保健センター	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	●本事務は、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 なお、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出の受理 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給又は費用の徴収	●本事務は、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 なお、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出の受理 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給又は費用の徴収 ●公金受取口座情報の利用にかかる業務 ・公金受取口座登録：住民が国に口座情報を事前登録 ・給付申請：住民が給付申請の際に、公金受取口座を利用する旨の意思表示 ・行政機関等における口座情報取得 ・支給手続：行政機関等は公金受取口座に振込を実施 ●母子保健に関する事務については、窓口や郵送で受け付けるとともにともに、マイナポータル（国が運営するインターネット上のサイト）を利用した電子申請によっても行う。	事前	マイナポータル（国が運営するインターネット上のサイト）を利用した電子申請の受付開始による
令和5年2月3日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバ	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項　別表第一の49項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第40条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項　別表第一の49項、101項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第40条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第十条第1項	事前	同上
令和5年2月3日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二　第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二　第69-2、70項	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二　第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二　第69-2、70項、121項	事前	同上
令和5年2月3日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年2月3日 時点	事後	判断基準日の見直し
令和5年2月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年2月3日 時点	事後	判断基準日の見直し
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月3日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月3日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		様式変更に伴う項目追加	事後	
令和6年11月15日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		様式変更に伴う項目追加	事後	
令和8年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年11月1日 時点	令和8年1月15日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和8年1月15日	事後	
令和8年10月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和8年1月15日時点	令和8年10月15日	事後	
令和8年10月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和8年1月15日時点	令和8年10月15日	事後	
令和8年10月15日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、 次期オンライン申請システム（サービス検索・電子申請機能）、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	ぴったりサービスが次期オンライン申請システムへの名称変更のため
令和8年10月15日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報のファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	狭山市　保健センター 〒350-1304　狭山市狭山台３丁目24番 電話：04-2959-5811	狭山市　保健センター 〒350-1332　狭山市下奥富1100　奥富ふれあい館１階 電話：04-2959-5811	事後	保健センター改修工事中に伴う事務所移転のため
令和8年10月15日	3.法令上の根拠 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 第70項、第135項 2.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 第70項、第127項、第135項	事後	
令和8年10月15日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　主務省令第2条の表 【情報提供】 第44項、第80項、第95項、第125項 【情報照会】 第95項、第96項、第160項	番号法第19条第8号　主務省令第2条の表 【情報提供】 第80項、第95項、第96項、第125項、第155項 【情報照会】 第95項、第96項、第160項	事後	